

江戸時代における光琳像の変遷について (下—六)

—酒井抱一〈五〉—

安田 篤生 美術教育講座(美術史)

承 前

尾形光琳(一六五八—一七一六)について語る場合、現在では「琳派」の絵師として取り上げるのが定着している。しかし、光琳在世当時、「琳派」という流派が存在していた訳ではない。「琳派(尾形流)」を代表する絵師として光琳を位置づけたのは酒井抱一(一七六一—一八二八)が初めてで、光琳が没しておよそ百年後のことである。文化十年(一八一三)冬に『緒方流略印譜(二枚摺)』を版行した抱一は、光琳百年忌にあたる同十二年六月に改訂版にあたる『尾形流略印譜』一冊を上梓したのである。しかし、抱一以前から諸書において光琳について言及されており、前稿まで、抱一の著作も含めた江戸時代の文献を通して窺える光琳に対する認識、すなわち江戸時代における光琳像(イメージ)の変遷についてたどってきた。

特に前二章において、『緒方流略印譜(二枚摺)』および『尾形流略印譜』について検討を加え、江戸時代後期に江戸の地において、抱一が光琳をはじめ両書に収録されている絵師たちの伝記情報と落款・印章をいかに収集し、どのように「尾形(緒方)流」という系譜を描き出そうとしていたのかを考察してきた。

しかし、前二章はそれぞれの絵師ごとに二つの『略印譜』の記載内容を検証してきたため、両書、とりわけ改訂版である『尾形流略印譜』全体の意義など、抱一の構想の全体像についての考察は不十分であった。光琳については既に第七章で詳細な検討を加えたので、本稿では「緒方流」あるいは「尾形流」という系譜の全体像を中心に検証結果をまとめ、改めて検討することとしたい。

九、『尾形流略印譜』に見る「尾形流」

すでに記述したことの繰り返しになるが、『緒方流略印譜(一枚摺)』と『尾形流略印譜』に収録されている絵師、すなわち抱一が「緒方流」または「尾形流」

に属すとみなした絵師を確認することから始めたい。

『緒方流略印譜(一枚摺)』には俵屋宗達に始まり、二代目宗達、法橋宗仙、雛屋立甫(立圃)、喜多川相悦(相説)、緒方光琳、緒方乾山(深省)、以十、何帛、渡邊始興、俵屋宗理、長州(長洲)、一樹の十三名が名を連ねている²⁸⁾。また、『尾形流略印譜』には宗達、順定、宗雪、信武(野々村通正)、宗悦(相説)、宗仙、雛屋立甫(立圃)、光琳、乾山(深省)、何帛、以十、始興、宗理、長洲、蘆々子(芦舟)、一樹の順で十六名が収録されている。

そして、二つの『略印譜』に載せられているこれらの絵師たちは、宗達に関係付けられたグループと光琳に関係付けられたグループの二つに分けられる。前者に属するのは宗達、二代目宗達、宗雪、相説、信武、順定、宗仙と立圃であり、後者に属するのは光琳、乾山、何帛、以十、始興、宗理、長洲、芦舟と一樹である。この二つのグループを結びつけて「緒方流」または「尾形流」という一つの系譜を紡ぎ出し、光琳を「當流(の)逸筆」として、その系譜を代表する絵師に位置づけた点に抱一が描き出した光琳像(イメージ)の大きな特色があった。いうまでもなく、抱一のこの構想を支えているのは光琳百年忌遺墨展に出品され、『光琳百図 後編』にも収録されている「宗達筆光琳うつし乾山へ譲の巻物」であった。谷文晁の縁者で書画展観会を主催し、『画師姓名冠字類鈔』を編纂した菅原洞斎らにも知られていたこの作品は、宗達の扇面画を光琳が模写したもので、巻末にある乾山(深省)の跋文には光琳が作成した「畫本」を乾山から何帛に譲渡すると記されていた。すなわち、光琳が宗達画を学んでいたこと、それが「畫本」(絵手本)として乾山、そして何帛へと継承されたことをこの作品は証明しているのである。

宗達、光琳、乾山、何帛の間の継承関係に裏付けがあるという点だけを見れば、「緒方流」または「尾形流」という抱一が構想した新しい絵師の系譜が合理的で、江戸時代後期の状況やさらには現在の知見に照らして疑問の余地がないようにも見える。しかしながら、二つの『略印譜』を詳細に検討した結果、それぞ

れの絵師に対する抱一の関心、あるいは理解の深さには差があり、宗達や光琳とそれぞれの絵師の関係にも結びつきの強弱が意識されていることが改めて明らかになり、絵師の中には当時の状況下にあつてもこの系譜に含めることに疑問があるものがあることが判明した。

まず、抱一の関心の中心は、いうまでもなく、光琳にあつた。このことは、『尾形流（緒方流）略印譜』という書名や後述する谷文晁による序（題言）などにも示されているが、『略印譜』に記されている光琳の伝記が他の絵師と比べて詳細で、収録されている落款・印章の数が圧倒的に多いことでも明らかである。もちろん、江戸時代後期の江戸の地でそれぞれの絵師について抱一が見ることができた作品の数や知り得た関連情報の質や量が等しかったわけではない。同時期に抱一以外の知識人たちが最も多くの関心を寄せていたのが光琳であつたことも確かである。それにしても、『尾形流略印譜』に収録されている落款・印章が合計七十二点であるのに対して、そのうち光琳が三十二点と半数弱を占めており、他に十点を超えるものがないことを見ても、抱一の関心の中心が光琳にありその事例をいかに網羅的に収集しようとしたのか明らかである。その収集の仕方もち抱一が実見した作品から写し取っており、また、伝記についても、同時代の認識を踏まえつつ「浅井本」という新出資料を活用して典拠を明らかにしており実証的である。そして、光琳に関しては菅原洞斎をはじめとする谷文晁周辺の知識人と認識を共通させ、情報を共有していることも確認された。

しかしながら、抱一が光琳の伝記を記述し、落款・印章を収集する際に見られる実証性と網羅性は、『尾形流略印譜』に載るすべての絵師に同じように当てはまるわけではない。実証性と網羅性という点で光琳に次ぐのは、乾山（深省）と何昂である。乾山の伝記では当時知られていた情報に加えていち早く正しい没年と享年を伝え、落款・印章も光琳に次いで九点を収録している。何昂についても伝記では、先述した「宗達筆光琳うつし乾山へ譲の巻物」の跋文を踏まえて「乾山直弟」で「光琳三世の画」であるとし、落款・印章も乾山に次いで四つ納めている。そして、この二人に関する認識も谷文晁周辺で共有されていたものとはほぼ一致するのである。

光琳と乾山については、『緒方流略印譜（一枚摺）』より落款・印章を著しく増補しているが、逆に整理・再編することで今日の認識に近づいているのが宗達、宗雪、相説である。今日も不明な部分の多い宗達の伝記について特に新しい見解を示しているわけではないが、落款・印章については、『緒方流略印譜（一枚摺）』に所収する四点から二つを厳選して『尾形流略印譜』に収録しており、

その間に玉石混淆であつた宗達画に対する鑑識を厳格に行い、真の宗達画を見出そうと努めていると考えられた。さらに、抱一の優れた見識が示されているのは宗達の後継者である宗雪と相説に關してである。当時、宗達の弟子についてかなり混沌とした状況にあり、洞斎も宗雪と相説を同一人物と見なしていたのに対して、抱一はこの二人を別人と捉えている。

すなわち、抱一は、光琳に焦点を当てつつ乾山にもそれに次ぐ関心を寄せ、宗達の後継者を明確にし、宗達、光琳、乾山、何昂という継承関係に裏付けのある絵師たちについては、今日の認識に近い見解を示しているのである。それ以外で、現在の認識に比較的近いのは始興である。伝記については『新撰和漢書画一覽』の記載と一致する部分が多いが、近衛家に仕えていたことを『緒方流略印譜（一枚摺）』で初めて明らかにしている。『緒方流略印譜（一枚摺）』で始興と同じく「光琳の風を慕ふ」とされ『尾形流略印譜』では「光琳の風を画く」と記される宗理の場合、江戸時代に著された他の画史・画伝類にほとんどその名を見出せず、伝記については今日もなお明らかでない部分が多い。抱一が宗理をこの系譜に加えたのも宗理画を見てのことと考えられるが、現存作品からもその判断は支持される。

上記の絵師の場合、それぞれの絵師に関する抱一の認識は今日のものと大きく異なるものではない。しかし、程度の違いはあるものの、それ以外の絵師に関しては齟齬が目につく。例えば、芦舟の場合、現在確認されている芦舟画の大半は宗達や宗達派と類似する要素を備えていると判断されているのに対し、抱一は「光琳の画によく似たり」と評している。江戸で作画活動をしていた乾山や宗理に比べて抱一が芦舟の作品や関連情報に接する機会が限られていたためかと推察されるが、今日の認識と齟齬があることは確かである。また、「浪華の人」で「光琳の風を慕ふ」あるいは「光琳の遺風を學ぶ」と抱一が評している長洲の場合、洞斎も『尾形流略印譜』をそのまま転載しているにすぎないことから、抱一が接することができた作品や情報は極めて限られていたと考えられる。長洲については現在も作品が一、二点しか知られておらず確実な関連情報もないことから、当時の状況下で抱一が下した判断の当否を判断することはできない。以十の場合も、確実な現存作品は見出されておらず関連情報も知られていない。従って、「光琳孫以十」という落款の文言を唯一の根拠に抱一は以十をこの系譜に加えたのかとの疑念はあるものの、洞斎も『尾形流略印譜』の記載をそのまま引用しており、当時の江戸においてその認識は受け入れられていたのである。

一方、当時の状況に照らしても何を根拠に抱一が「緒方流」あるいは「尾形

「流」に含めているのか不明で、疑問すら抱かせる絵師も散見される。例えば、宗仙と順定の場合、二人とも宗達と光琳の間に配列されていることから、抱一は二人を宗達と関連のある絵師と捉えていたとみられる。宗仙のみを載せる『緒方流略印譜（一枚摺）』では「宗達の弟子なり」と明記していたその記載を『尾形流略印譜』で削除しているのだが、現存作品が確認されておらず宗達との関係に関する抱一の判断を検証することはできない。ただし、洞斎や文晁は、実見した作品に基づいて順定と宗仙を同一人物と見なしており、抱一の認識とは大きく異なっている。また、『尾形流略印譜』で新しく立項された信武の場合、洞斎や文晁もその存在や作品を知っていたが画系について明言しない。しかし、当時知られていた『扶桑名工画譜』や『摺印補正』では狩野派の絵師とされ、現存作品も狩野派との関係を伺わせこそすれ宗達やその後継者の画風を摂取したところは見られず、「俵屋」を名乗る「野々村」姓であることから信武をこの系譜に加えたかとすら考えられる。「何人か知らず」としつつ「宗達光琳の風を慕ふ」あるいは「光琳宗達の遺風有り」と評する一樹の場合も、同じ印章を実作品から採取した洞斎が光琳の印章であると判断しているのと異なる。さらに、立圍の場合、画作にも才能を示していたことは当時から知られていたが、その画系は明らかでなかった。その立圍について一人抱一だけが「宗達（の）弟子」というのだが、現存作品に照らしてもその判断根拠は不明である。それに加えて、当時も貞徳門人とされる立圍の俳諧について、抱一のみは貞徳とともに西山宗因にも学んでいると、明らかに誤った内容を伝えているが、その理由も不明である。

以上のように、当時の状況下にあつてもそこに名を連ねることに問題のある絵師を含む「緒方流」あるいは「尾形流」という新しい絵師の系譜を抱一は構想しているのだが、そもそも全ての絵師たちの間に直接の師弟関係があると抱一が考えていたわけではない。もちろん、「畫本」が継承されている光琳から乾山、何昂の間については明確な師弟関係があると捉えていたであろう。しかし、宗達とその後継者たちの間でさえ、宗雪についてはそもそも伝記を記さず、相説に至っては『緒方流略印譜（一枚摺）』にあった「宗達門人」という記述を『尾形流略印譜』では削除している。先述した宗仙の場合と同様である。つまり、『尾形流略印譜』では、そこに収録する絵師の間の継承関係を「門人」や「弟子」といった直接の師弟関係より緩やかなものであると抱一自身が捉えていたと考えることができるであろう。その緩やかな関係にも段階があり、宗達と光琳、光琳と始興、光琳と長洲の間で「慕ふ」「学ぶ」というのは、前者の作品を見て後者が学んだという程の継承関係が想定されていると考えられた。宗理や芦舟、一樹について、

「風を画く」「よく似たり」「遺風有り」というのは継承関係がより曖昧で、類似点が見出せるという程度の認識であろうと理解された。それは、この系譜に名を連ねている絵師たちの多くに、土佐派や狩野派のような血縁関係がなく、師弟関係を裏付ける資料も乏しく、多くの場合、抱一が作品を実見して継承関係やその度合いを判断したからだと考えて良からう。宗達、光琳、乾山、何昂というこの系譜の根幹をなす絵師たち以外で、洞斎や文晁をはじめとする当時の人々の認識と食い違うことが多いのも、作品から継承関係を見出すという抱一の主観的判断でこの系譜が形成されているからであろう。

光琳についての部分があまりに実証的で網羅的であるので、『尾形流略印譜』全体が同様の実証性と網羅性を備えていると捉えてしまうことがあるとすると、それは誤解であるといわざるを得ない。もちろん、いくつかの問題をはらんでいるとしても、「緒方流」あるいは「尾形流」というそれまでなかった絵師の系譜を打ち立てたことや宗達と後継者の関係を明確にするなど、光琳以外でも今日に通じる優れた見識が示されている部分がある。一方、問題があつたり注意して扱うべき部分もあり、それらを理解した上で利用すべき資料なのである。

一〇、『尾形流略印譜』の諸本

『尾形流略印譜』には、抱一が文化十二年に刊行した本以外に、中野其明が増補して明治時代に出版した本があることはよく知られている。しかし、文化十二年版の中にも序の異なるものがあり、近年、其明以前に鈴木其一が増補改訂を行っていることが明らかにされてきている。それら『尾形流略印譜』の諸本について、続いて検討していくことにしたい。

(一) 二種類の谷文晁序

文化十二年に刊行された『尾形流略印譜』の巻頭には『緒方流略印譜（一枚摺）』にはなかった谷文晁による序（題言）がある。このことはよく知られており、既に光琳について検討を加えた第七章三節で翻字し、内容を簡単に紹介した。しかし、その後、同じ初版本の序の中に一部の字句が異なるものがあることが判明した。既に一部の書籍で紹介されているが、ここに改めて示し、検討を加えることにしたい（翻字中の「/」は原文で改行されていることを示す）。

〔A〕抱一上人最好光琳筆凡所／有稍異必摹留之但琳印色／不用油朱多用調膠朱

是／以印文肥瘦每幀不同字體／有不可辨者上人病其如此／特選之其字體鮮明者輯／為一本名光琳印譜一日／袖采見似摹勒極精不堪／欣賞因題一言還之／乙亥六月 文晁（糸印）

〔B〕抱一上人最好光琳筆凡所目／擊有稍異必摹留之但琳之輩／印色不用油朱多用調膠朱是／以印文肥瘦每幀不同字體／有不可辨者上人病其如此／特選字體鮮明者輯為／一本名緒方流印譜一日／袖采見似摹勒極精不堪傾賞因／題一言還之／乙亥六月 文晁（糸印）

〔A〕は一連の考察で用いてきた東京大学総合図書館酒竹文庫本の序（図27）で、管見の限りでは他に東京都立中央図書館加賀文庫本が同じ序を持つ。それに対して、〔B〕の序を持つものに龍谷大学（大宮図書館）本（図28）があり、東京藝術大学附属図書館本の序も同じである。一方、序以外の内容は、巻末にある抱一の識語（跋）の末尾に「文詮」（朱文瓢形印）がある点も含めて完全に一致している。原表紙が残る酒竹文庫本と龍谷大学本の雲母摺模様も等しいことから、文化十二年版の中に序の異なる二種類の本があると理解して良いだろう。

二つの序文の文言はほぼ等しいが、〔A〕の一行目末から二行目にかけて「凡所／有稍異」という部分が〔B〕では「凡所目／擊有稍異」になっている。以下同様に、二行目末の「但琳印色」は「但琳之輩／印色」に、六行目行頭の「特選之其字體鮮明者」は「特選字體鮮明者」に、七行目の「光琳印譜」は「緒方流印譜」、九行目の「欣賞」は「傾賞」になっている。これらの相違点の多くは文意の違いに関わらないが、書名について〔A〕で「光琳印譜」といい〔B〕で「緒方流印譜」というのは大きな違いで、注目される。

文意について改めて見ておくと、本書全体の内容とも関わる一つの特色を見いだすことができる。つまり、抱一が光琳画を最も好んで摸写に努め、特に印文の字体が鮮明なものを選び集めて一冊にしたのが本書であるだけ、文晁は記しているのである。〔B〕の書名に関わる部分を除けば、その文言の中に「緒方流」あるいは「尾形流」という名称は一切登場せず、宗達や乾山をはじめとする絵師たちについても全く言及されない。実は、この点については抱一自身が記した識語（跋）も同様で、「緒方氏」（光琳）の画風を慕って写し貯めておいた印譜を某氏に請われて上梓することにしたと述べるだけである。序の文章だけを読めば、序に記された二つの書名の内「光琳印譜」の方がふさわしいといえるかもしれない。しかし、既に見てきたように、実際の内容は光琳だけに焦点を当てたもので

はない。確かに、質量ともに光琳に関する部分が最も充実していて抱一の関心の中心がそこにあることは明らかである。しかし、本文第一丁表の冒頭に「緒方流略印譜」と内題が記されているように、宗達をはじめとするこの系譜の絵師たちを納め、その代表者として光琳を位置づけている点に本書の大きな特色があることは繰り返し述べてきたとおりである。従って、本書全体の内容により適合するのは、序に記された二つの書名の内「緒方流印譜」の方である。

では、〔A〕と〔B〕、どちらの序を持つ本が先に刊行されたのだろうか。先述したように、二種類の本で異なるのは序だけであり、装丁や内容から先後を決めることはできない。ただし、後述する、『古画備考』抱一の項に引用されている『尾形流略印譜』の序は〔B〕であり、抱一の孫弟子に当たる中野其明が明治時代に出版した『尾形流略印譜』の増補版に用いられているのも〔B〕である。従って、〔A〕の方が〔B〕に先行していたと考えられる。

このことは、最初、谷文晁が序の執筆を依頼された時点では光琳のみを収録する「光琳印譜」として構想されていたものが、本書を編纂していく過程で現在見るような内容に変更され、それに伴って書名が「緒方流印譜」に変更されたことを示唆しているのではないかと受け取れる。一方、文化十年に刊行された『緒方流略印譜（一枚摺）』では、既にその書名が明記されており、光琳以外の絵師も載せている。文晁に序が依頼されたのが『緒方流略印譜（一枚摺）』が刊行される以前であったと考えることもできるが、その場合、文化十二年に『尾形流略印譜』を出版する時点で何故序文中の書名を「緒方流印譜」に変更しなかったのかという疑問が残る。以上のように、谷文晁が記した序の中の書名が「光琳印譜」から「緒方流印譜」に変えられた経緯は明確でないが、文晁の序〔A〕に接した識者の中に序〔B〕を持つ本が出版されて以降も本書を「光琳印譜」として捉えるものがないのも不思議ではない。『古画備考』に「光琳印譜」の書名で本書が引用されていることの理由をここに求めることもできよう。

（二）中野其明増補・明治版

前述のように、現在版本の形（冊子）で確認できる『尾形流略印譜』に、酒井抱一が文化十二年に刊行した本（以下、文化十二年版と呼ぶ）以外に、中野其明が内容を増補して明治二十五年（一八九二）に春陽堂から出版した本（以下、明治版と呼ぶ）がある。

文化十二年版が谷文晁の序一丁と本文十一丁、抱一の識語（跋）半丁の計十三丁からなるのに対して、明治版は谷文晁の序一丁の他二十五丁の計二十六丁から

なり、裏表紙裏に刊記を伴う。明治版の内容と、文化十二年版からの点を増補しているのかを示す「表20」を作成し、本文末尾に掲げた。この表に従って、明治版について検討を加えることにしたい。

文化十二年版の構成が、巻頭に序、巻末に識語を置き、本文は宗達以下、「尾形流」の絵師たちをおよそ年代順に並べるものであったのに対し、明治版の構成はやや錯綜している。まず、巻頭には文化十二年版と同じ谷文晁による序〔B〕を置く。それに続く本文は、第一八丁裏の鈴木其一による後記とそれ以降の部分に大きく分かれる。其一の後記には嘉永七年（一八五四）七月の年紀が有り、この部分まではそれ以前に増補改訂されていると見なすことができる。鈴木其一（一七九六〜一八五八）は江戸に生まれ、十八歳で抱一の内弟子になった絵師である。文化十四年（一八一七）、抱一の附人を務め絵をよくした鈴木蠣潭が急死した時、二十二歳の其一が養子に入って鈴木家を継ぎ、酒井家の家臣として抱一の附人となるとともに、抱一の筆頭弟子として活躍した。文政十一年（一八二八）十一月に抱一が没すると、翌年二月に酒井家に願い出て一代絵師として仕官することになり、剃髪した。また、文化十二年六月に抱一が光琳の百回忌法要に併せて行った光琳画展観を記念して、出品作を中心に編集、出版した『光琳百図』や文政九年（一八二六）に刊行された同書の後編の版木が焼失した後、其一が復刻して出版したことも知られている。中野其明（一八三四〜九二）は其一の弟子であり、『尾形流略印譜』を増補して出版した以外にもそれに先立って『尾形流百図』を刊行するなど、抱一や其一の光琳顕彰をも受け継いでいる。第一八丁以前については次節で考察することにし、ここでは其明が増補した明治版の第一九丁以下（図29）について見ていくことにする。

その内容を見ると、其明が増補した部分も三つに分けることができる。第一九丁表から第二一丁表までは第一八丁までに収録している絵師の款印を増補することが中心になっている。第一九丁表では光悦、第二〇丁表から裏にかけて光琳、それに続けて乾山、第二一丁表には立圃、始興、「光琳子壽市郎方淑」、宗理の款印が収録されている。伝記に関わる記載があっても極めて簡略で、内容も第一八丁までに既出の域を出ない。第一八丁までに載せられていない人物が第一九丁裏から第二〇丁表にかけて集められているが、本阿弥光甫は光悦の養子であった光瑳の子であり、続く兒寫（小島）宗真は光悦の書の弟子、尾形宗謙は宗真の書の弟子で光琳の父であり、第一八丁までに収められている人物の近親者か近い門人にとどまる。また、伝記に関わる事項も極めて簡略で、収録する款印も一、二点である。

充実した内容を伝えているのは第二一丁裏から第二四丁表にかけて収録されている抱一、篤蒲、蠣潭、其一の四人である。つまり、其一が増補した嘉永七年の段階で抱一も篤蒲も蠣潭も既に亡くなっていたにもかかわらず第一八丁以前には含まれず、明治版になって初めてこの位置に収録されたのである。

そして、明治版の最後に納められているのが第二四丁裏の「尾形家系図」で、第二五丁表の「小西彦右衛門添書」は系図について記されたものであり、第二五丁裏の其明による後記も系図に関わるものである。後記に「抱一上人小西氏へ光琳系圖被尋し時送りたる手昏其印譜追加に添」とあるのに従えば、ここに掲載されている「尾形家系図」は光琳の子孫である小西家から抱一の下にもたらされたもので、「小西彦右衛門添書」には「文化四年卯十二月」の年紀が記されている。ところで、抱一が入手したとされる「尾形家系図」は他に二本知られており、明治版所載のもの年紀について疑問も呈されている。文化十二年版から明治版に至る『尾形流略印譜』の内容に関わる部分もあるので、ここで検討を加えることにしたい。

抱一が入手したとされる「尾形家系図」とは次の三本である。

- ① 明治版所収本（文化四年）
- ② 『古画備考』所収本（文政三年）
- ③ 『卯十二月』本

この内、②『古画備考』所収本とは、同書三十五光悦流に載る尾形光琳の項目の前に掲げられているものである。また、③『卯十二月』本とは抱一から門人の一人である池田孤邨に伝えられてもので、牧野宏子氏により翻字され図版が紹介されている。系図は三本とも尾形家の始祖とされる伊春からはじまり、道柏、宗柏、宗謙、光琳・深省、そして光琳の息子たちへと続くもので、それぞれの人物について記されている内容も概ね類似している。その中で、②『古画備考』所収本では他の二本と異なり、宗謙について「学書本阿弥光悦書法得光悦髓」、光琳について「或書云始学画於永真又作漆器工于描金兼嗜茶事能作假山水總其所作觸發天機脱舊套益奇也」、深省（乾山）について「好造陶器為一家号乾山其子孫継家者数世有名」と伝えているが、光琳に関する部分は『新撰和漢書画一覽』からの引用である。また、②『古画備考』所収本だけが光琳の息子たちについて明らかに誤って伝えている。正しくは、③『卯十二月』本のように、光琳と深省が兄弟で、壽市郎、勝之丞と宗左衛門（才次郎）の三人は光琳の息子として示すべきである。①明治版所収本では、系図を半丁に納めようとしたためか光琳に続く深省、壽市郎の関係は曖昧だが、勝之丞と宗左衛門は兄弟であることを明示してい

る。それに対して、②『古画備考』所収本は勝之丞を壽市郎の子（あるいは後嗣）としている上に、才次郎を勝之丞の別称とし、本来であれば才次郎に付けるべき「為大坂町人石井吉右衛門養子」という注記も勝之丞に付記している。それに比べると、①明治版所収本と③「卯十二月」本の違いはわずかで、ほとんどが用字の違いである。ただし、③「卯十二月」本が道柏について「緒方社」「作尾片」と記すところを①明治版所収本はともに「尾形」とし、光琳についても③「卯十二月」本が「市丞」「小形」とするところを「市之丞」「緒方」としており、③「卯十二月」本の方がより正確である。

系図に付された添書も、①明治版所収本と③「卯十二月」本は系図を作成した小西彦右衛門が書いている。それに対して、②『古画備考』所収本は「光琳子壽市郎改名彦右衛門為小西氏養子其子幸次郎後改彦右衛門其子當時小西彦右衛門迨自光琳三世之孫也／于時文政三年庚辰春正月「雨華」（朱文方郭内鼎印）」と、抱一が記している。また、ここでは文政三年当時の小西彦右衛門が「光琳三世之孫」としているが、他の二本は異なっている。①明治版所収本の添書は「表20」に示したとおりだが、③「卯十二月」本のもは、「右光琳悴壽市郎（後彦右衛門ト改）小西家養子二成悴幸次郎（後彦右衛門ト改）悴私と相続いたし則私儀ハ光琳四代之孫ニ御座候光琳死後小形之名跡者不相立候得共右初代伊春より私迨血脉者續キ御座候右者御尋ニ付相認申候以上／卯十二月 小西彦右衛門」となっている。①明治版所収本と一致する部分が多いが、壽市郎、幸次郎そして当代へ相続されて当代の彦右衛門が「光琳四代之孫」であるという時、③「卯十二月」本では「私」の前に「悴」の一字を加えている。これは、「光琳悴壽市郎」、その「悴幸次郎」と同様、「私」が幸次郎の「悴」であることを明記したものとみられ、①明治版所収本と同じ継承関係を伝えていると考えられる。

なお、小西家の歴史については、山根有三氏が小西家から出て散逸していた文書を再発見して、壽市郎（方淑）が五代目に当たり、六代目は才次郎が養子に入った石井家の嗣子であった方清を養子に迎え、七代目も壽市郎の姉が嫁した西村家から養子にした方長が継ぎ、八代目も実家の石井家を相続した六代目方清の息子である方守を養子にして継承されていることを明らかにされた。また、小西家に伝来した文書から、八代目方守は文政六年三月に退役するまで小西家当主として彦右衛門を名乗っていたことがわかる。文政二年に抱一が、京都・妙顕寺本行院に光琳の墓碑を建てようとした時の当主も方守であったことが文書から明らかである。従って、②『古画備考』所収本が書かれた文政三年の時の彦右衛門は方守であるが、「光琳三世之孫」という記載と合わない。また、小西家に残る文書

類の記載から、①明治版所収本が書かれた文化四年の段階の彦右衛門も方守である可能性が高いと考えられるが、現時点では方守が何時小西家当主になったのか確定できないので断言はできない。また、壽市郎を継いだ方清が幸次郎を名乗っていたのかも明かではない。

ここまでの考察の結果、②『古画備考』所収本の記載にやや問題があることがわかったが、記載内容が近似する①明治版所収本と③「卯十二月」本の関係については明確でない。ただし、明治版の内、次節で検討を加える第一八丁までの部分に、どの段階で抱一が「尾形家系図」を入手したのかに関連する記載が含まれている。それは第一二丁裏（図30）に「光琳子壽市郎方淑」という文化十二年版になかった項目を立てている点である。ここに、「光琳孫以十画」「光是之印」（朱文方印）という、文化十二年版では「以十」の項目にあったのと同じ款印を載せており、絵師名と款印の内容に齟齬を来している。一方、第七丁裏では文化十二年版にあった「方□」「淑□」（朱文方印）を光琳の使用印から削除し、同じ位置に印文不明の方印を補っていることから、光琳の子・壽市郎の名が方淑であると認識されていることは明かである。なお、明治版では文化十二年版を増補するという性格上、この箇所以外で文化十二年版にあったものを除くことはしていない。そして、抱一が入手したとされる三本の「尾形家系図」はいずれも壽市郎の名が方淑であることを伝えており、明治版のこの箇所の改訂と一致している。しかし、①明治版所収本のように、文化四年の段階で抱一が「尾形家系図」を入手していたとすると、何故「方□」「淑□」（朱文方印）を光琳の使用印に含めたのかという疑問が生じる。もちろん、本稿で印文を「方□」「淑□」としているのは二字目が明確でないためで、抱一がこの印を光琳の使用印の一つとしたのもそこに理由があると考えることはできる。不鮮明な印影から断定的なことはいえないが、既に指摘されているように、①明治版所収本の年紀に検討の余地があることは確かである。

小 結

本稿において、前二章で考察を重ねてきた『尾形流略印譜』において抱一が描き出した「尾形流」についてまとめ、『尾形流略印譜』諸本についても検討を加えた。

章の途中であり、『尾形流略印譜』成立の背景や本書刊行後に著された諸書についても検証すべきであるが、与えられた紙数が尽きてしまった。大変心苦しい

[表20] 『尾形流略印譜』：明治版と文化十二年版

	中野其明編『尾形流略印譜』（全26丁）、明治25年（1892）	酒井抱一編『尾形流略印譜』（全13丁）、文化12年（1815）
序オ 序ウ	【谷文晁・序】	序オ・ウ（龍谷大学本）
1オ	本阿弥光悦は慶長年間の人以書海内に鳴る画又一風を為す宗達光琳の祖とすると ころなり尤古土佐の風によりて細筆の哥仙など世に残決あり草画金銀にて繪き淡 彩も稀に有り／「光悦」（黒方）：内題「緒方流略印譜」なし	
1ウ	宗達 喜多川氏俵屋宗達は住吉法眼如慶の門人なり一家の風を起して花卉に妙を 得たり法橋に叙す後加州侯に仕て子孫今に有といふ寛永年間の人なり	1オ
2オ	「伊年」（朱円）、「對青」（朱円）、「□□」（朱円）	
2ウ	宗達法橋「對青軒」（朱円）、「伊年」（朱円）	1ウ
3オ	順定／「順定」（朱方重郭）、「順定」「宗仙」（白方）、「伊年」（朱円）	2オ：順定「宗仙」（白方）なし
3ウ	宗雪／宗雪「宗雪」（朱方）、「伊年」（朱円）	2ウ
4オ	信武 野々村通正といふ又俵屋と号す／通正信武七十七歳筆「野」（朱方）、「通正 信武」（白方） 宗悦 叙法橋喜多川氏／喜多川法橋相説「伊年」（白方）、「宗説」（朱円）	3オ
4ウ	宗仙 叙法橋／「宗仙」（朱文円印）、是眞「埜二村是真印」（朱方） 雛屋立甫 宗達弟子俳諧は貞徳宗因に學ぶ／雛屋立圃「□□之印」（白方）、「松翁」 （朱方）、立甫「日□」（朱瓢）	3ウ：是眞「埜二村是真印」（朱方）なし
5オ 5ウ	光琳 尾形宗謙か子時を隔て宗達の風を慕山本素軒の弟子となり後法橋に叙すと 淺井不舊の印譜に見へたり又尾形を緒方と改む花卉を画き人物に至てはいよゝゝ 古土佐の風韻を學ぶ當流の逸筆世に知るところなり享保元年（丙申）六月二日卒歳 六十二京都小川頭妙顯寺中本行院に葬す長江軒寂明青々光琳居士と有り／「惟富」 （朱方）、「堆翠」（朱円）、「尾形」（白方）、「惟富之印」（白方）	4オ・ウ：「惟富」（朱方）、「堆翠」（朱 円）、「尾形」（白方）、「惟富之印」（白 方）なし
6オ	法橋光琳「伊亮」（朱円）、「方祝」（白方）、青々齋光琳「寂明」（白方）、「光琳」（白 長方）、「光琳」（白小方）	5オ
6ウ	「道崇」（朱円）、「法橋光琳」「方祝」（朱方）、「方祝」（朱方）、「法橋光琳」（白長方）、 「□琳」（朱小方）、「法橋光琳」「青々」（朱円）	5ウ
7オ	「方祝」（朱円）、「潤聲」（白方）、「道崇」（白方）、「法橋光琳」「道崇」（白方）、「法橋 光琳」「道崇」（朱方）、「潤声」（白方）、「潤声」（朱方）	6オ
7ウ	「（印文不明）」（方）、「光琳」（白方）、「光琳」（朱円）、「光琳」（朱円）、「寂明」（白 方）、「光琳」（朱方）、「光琳」（朱方）	6ウ：「（印文不明）」（方）なし、同位置 に「方□〔淑〕」（朱方）あり
8オ	「潤声」（朱円）、「法橋光琳」「潤声」（白方）、「法橋光琳」（花押）、「法橋光琳」（花押）	7オ
8ウ	「緒方」（朱方）、「尾形」（朱瓢）、元禄七年戊ノ十月晦日 尾形光琳（花押）「日受」 （黒円）	7ウ
9オ	法橋光琳「緒方氏」（白方）、「法橋光琳」「光琳」（朱方）、「成乙」（朱円）	
9ウ	法橋光琳「潤声」（朱方）、「青々光琳」「方祝」（朱方）、「青々齋光琳」「寂明」（朱方）	
10オ	乾山 光琳の弟なり陶工は世に知る處又紫翠深看と号す詩哥画讀など多く有寛保 三年卒歳八十一／深省「習靜堂」（朱長方）、「深省」（朱円）	8オ
10ウ	八十一老漢深省画、「逃禪」（朱長方）、「深省」（白方）、「靈海」（朱方）、「長尚」（朱 方）、「袋型花押）	8ウ
11オ	何帛 立林立徳加州侯の医官なり後忘名して江戸に来白井宗謙と言ふ乾山直弟に て實に光琳三世の画也宝暦年間の人／何帛「方祝」（朱円）、「□□之□」（白方）	9オ
11ウ	何帛「太青之印」（白方）、「（印文不明）」（方）、「鶴岡逸民何帛」「鶴岡野史何帛	9ウ：鶴岡逸民何帛、鶴岡野史何帛なし
12オ	鶴岡逸子何帛、逸民「方祝」（朱円）、「喜雨齋	
12ウ	光琳子壽市郎方淑／光琳孫以十画「光是之印」（朱方） 始興 渡邊求馬近衛豫樂院家熙公の家士也光琳門人にて尤其風を得たり末葉は加 茂社家に有と言ふ	9ウ：絵師名「以十」 9ウ：渡邊求馬近衛殿下の家士なりと言 ふ光琳の遺風をしたひしかも不劣もの 有又不出来も有ものなり
13オ	渡邊始興「始興之印」（白方）、「渡邊始興」「始興之印」（白方）、「渡邊始興筆」「始興之 印」（白方）	10オ
13ウ	宗理 俵屋を名のる初め住吉廣守の門人後光琳の風を画く明和安永の頃の人なり ／「元知」（朱円）、「宗理」（朱方）、「命根」（朱円）	10ウ
14オ	長洲 浪華の人光琳の遺風を學ぶ安永天明のころの人なり／「長洲」（朱円）	11オ
14ウ	芦舟 光琳遺風何人かしらす／「蘆舟」（朱円） 一樹 何人か知らず光琳宗達の遺風有り元禄以前のものなるへし／「（印文不詳）」 （白壺）、「式樹」（朱方）	11ウ：蘆々子 光琳の画によく似たり

15オ	「方祝」(朱円)、青々子永田友治「友治」(黒方)、「友治」(白方)	
15ウ	青々子「方祝」(朱円) 始房画「(不詳)」(白円)「始房之印」(白方) 伊豊は宗達門人か雪竹の圖又墨観音を見る画多く不見故画跡も不詳／伊豊「伊豊」(白方)	
16オ	「画□」(朱小長方)、扶桑扇工友禪圖「友禪」(白小方)「□物象形」(朱方)、「友禪」(朱団扇)	
16ウ	卯親子笠翁行年八十有五画賛「(印文不詳)」(朱方) 藤原古致「古致」(朱方)	
17オ	【酒井抱一・識語】:「文詮」(朱瓢形)なし	酒井抱一・識語
17ウ	法橋光琳(花押)、應友人求畫之法橋光琳	
18オ	蟬川末派法橋光琳	
18ウ	【鈴木其一後記】先生之書牋著者撰一二為追加／嘉永甲寅初秋／青々其一「元長」(朱方)	
19オ	寛永七年鷹峯隱士歳七十三「光悦」(黒方)、「光悦」(黒長方)	
19ウ	本阿弥光甫 号空中齋／法眼「空中齋」(黒変形)、空中摸之「□□」(黒楕円) 兒寫宗真光悦門弟／慎獨軒性齋宗真書「性齋」(朱円重郭)「宗真」(朱方重郭)	
20オ	尾形宗謙兒寫宗真門弟／寛文五年六月日浩齋宗謙書「宗謙」(白変形) 尾形光琳宗謙子也／「宗謙」(朱長方)、青々光琳「(印文不詳)」(朱小方)、法橋青々(朱字花押)	
20ウ	「光琳」(朱)、「青々」(白長方)、「潤聲□□□」(朱円)、「青々」(白長方)、「青々」(白長方) 尾形乾山光琳弟也／紫翠深省毫、乾山深省筆「緒方乾山」(朱方)、乾山「乾山」(白方)	
21オ	雛屋立甫宗達門弟／立圃書「甫」(朱方郭内円) 渡邊始興光琳門人／渡邊始興「渡邊」(朱小方)「始興之印」(白方)、渡邊始興「始興之印」(白方) 光琳子壽市郎方淑／「方淑」(朱円) 俵屋宗理／百琳齋宗理筆「□□□□是」(白方)	
21ウ	抱一上人 名忠因俗稱榮八又暉真文詮鶯邨と号す光琳之風を慕ひ其妙を得たり実は酒井某侯之公子にて後僧体となり雨華菴称す等覚院前権大僧都となる文政十一年十一月廿九日寂す行年六十八歳／乙酉皐月 抱一暉真筆「暉真」(朱円重郭)、「文詮」(朱円)、「雨華菴」(朱小方)、「雨華」(朱変形)、「文詮」(朱長方重郭)、「文詮」(朱瓢)、「抱一」(朱鼎)、「臣僧抱一」(朱方)、「雨華道人」(朱方重郭)	
22オ	文化丁丑晩冬抱一暉真寫之「鶯村」(朱変形)、抱一筆「雨華」(白瓢)、「等覚院印」(朱楕円重郭)、「抱式」(朱楕円重郭)、抱一暉真「抱一」(朱円)、「文詮」(朱方郭内瓢)、「抱式」(朱方)、「雨華」(朱方郭内鼎)	
22ウ	鶯蒲 市ヶ谷浄栄寺之二男にて年十三之時抱一之養子となる唯信寺法師位詮真又獅現伴清と号す画を養父に学ふ天保十二辛丑年七月廿三日卒年三十四築地本願寺中善林寺に葬す／鶯蒲筆「伴清」(朱円)、鶯蒲筆、獅現鶯蒲筆「獅現」(朱方)	
23オ	蠅潭規民俗稱鈴木藤兵衛酒井家士也画を抱一に学ふ文化十四年六月二十五日卒歳二十六浅草正法寺葬す／文化庚午夏月徐蠅潭規民寫「徐印規民」(白方)、蠅潭「必菴」(朱長方)、蠅潭「□□」(白方)	
23ウ	其一元長俗稱鈴木為三郎幼年より画を好み抱一に学ふ后蠅潭之養子となり酒井家へ仕一家をなす(父は近江の國之産江戸中橋に住す江戸紫染の始祖也)号必庵為三堂祝琳齋庭柏子又噲々后菁々と改安政五年九月十日卒歳六十三／天保辛卯新春其一筆「元長」(朱壺)、「為三堂」(朱瓢)、「祝琳」(朱扇形)、「噲々其一」(朱長方)、「其式」(朱楕円)、「元長」(朱小壺)、「祝琳齋」(朱円)	
24オ	菁々其一薰沐手拝寫「必庵」(白変形)、「其式」(朱瓢)、「其式」(朱壺)、菁々其一「(印文不詳)」(白方)、菁々其一「祝琳」(朱方)、「噲々」(朱円)、「其式画記」(朱方)、其一筆「庭柏子」(朱円)、「其式」(朱方)、「其一」(朱円)	
24ウ	【尾形家系図(伊春～勝之丞・宗左衛門)】	
25オ	【小西彦右衛門添書】右光琳粹壽市郎後彦右衛門ト改小西家養子ト成粹幸次郎後彦右衛門ト改私儀は光琳四代之孫に御座候光琳死後名跡不相立候得共右初代伊春より血脈は續キ御座候右は御尋に付相認申候以上／文化四年卯十二月 小西彦右衛門	
25ウ	【中野其明後記】抱一上人小西氏へ光琳系圖被尋し時送りたる手舄其印譜追加に添／明治廿五年辰初夏／晴々其明認	
	【刊記】	